

大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月24日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合規則第10号

大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条（見出しを含む。）中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第6条の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 改正前の大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則に基づいて適用日以後の分としてすでに支給された給与は、改正後の同規則の規定による給与の内払とみなす。